

1 障がい者施策の概況

①基礎的情報

ア 人口 51,703人(平成20年3月末)

イ 障がい者数(手帳所持者数 平成20年3月末)

身体障がい者 2,161人 知的障がい者 420人 精神障がい者 272人

ウ 障がい福祉等サービス提供体制(市内事業所)

・障がい福祉サービス

居宅介護事業所 10箇所(重度訪問介護 9箇所、行動援護 2箇所含む)、児童デイサービス事業所 3箇所、旧法施設事業所 10箇所(短期入所 9箇所、グループホーム・ケアホーム事業所 1箇所含む)、グループホーム・ケアホーム事業所 5箇所

・地域生活支援事業

移動支援事業所 10箇所 日中一時支援事業所 6箇所

エ その他 地理的・社会的条件等の地域的特徴等

鳥取県の中部に位置し、1市4町で中部圏域(113,000人)を構成。平成17年3月、合併。高齢化率26.3%。産業別就業人口比率:第1次産業12%、第2次産業26%、第3次産業62%(卸・小売、福祉関係で45%)

②障がい者施策の特徴

ア 倉吉市障がい者計画および倉吉市障がい福祉計画を基に、「共に生きる社会」の構築を目指し、自己選択、自己決定し社会に参画できる施策の推進

・障がい福祉サービスの利用者へのアンケート

対象者211人(身体75 知的83 精神53) 回答率(身体76.0% 知的74.7% 精神81.1%)

「現在利用しているサービスに満足していますか」 概ね満足 91.8%(身体89.5% 知的96.8% 精神90.7% 障がいの重複85.0%)

「サービスの利用に自分の意思が尊重されていると思いますか」 概ね尊重 94.0%(身体91.2% 知的98.4% 精神90.7% 障がいの重複95.0%)

・市民アンケート(20歳以上 2,000人)の実施 回答率 49.25%

「障がいのある人が身近で普通に暮らすのが当たり前だと思いますか」 肯定的回答 79.2%

イ 障がいの早期発見から生涯にわたる継続性のある支援体制整備の推進

- ・市内の相談体制の整備、年齢ごとに担当課のコーディネイト役の職員がつなぐ。
- ・ライフステージ毎に当事者の参加を得て、当事者に合わせた関係者・関係機関の協力支援ネットワークづくり。
- ・人材育成の研修（保育士・保健師・教員・施設職員・相談機関職員・児童館・児童クラブ職員・保護者等）

ウ 市の障がい者雇用（発達障がい、知的障がい）の取組み

エ 地域生活支援事業の内容検討・見直し

オ 地域での生活を支援するため、利用者負担の軽減対策

障がい福祉サービス、地域生活支援事業利用者負担を低所得世帯および住民税均等割世帯に対し単市で 1/2 助成。 児童デイサービスの利用料を全額公費負担。 重度障がい者等に通院費助成、タクシーチケット助成。

カ 災害時要援護者避難支援システムの構築

キ 県・福祉のまちづくり条例に基づき公共施設の更新、改修時のバリアフリー化

③その他

ア 共生社会の実現に向けての取組み

- ・平成 6 年「倉吉市部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定
倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画(障がいのある人の自立と社会参画の実現)
- ・共に育つ保育教育の実践
- ・部落解放研究第 36 回倉吉市集会、部落解放研究第 21 回倉吉市女性集会、第 33 回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会
- ・市報に「ハートバリアフリー」啓発記事の掲載

イ 関係部署・関係機関との連携

- ・市の障がい者雇用の支援体制：障害者就業・生活支援センター、県自閉症・発達障害者支援センター、図書館、文化財課、福祉課
- ・発達障がい支援体制：当事者(家族)、医療、福祉(保育園、児童相談所ほか)、教育(幼稚園、養護学校、小・中学校、高等学校、就労、地域、事務局(子ども家庭課、学校教育課、市・保健センター、福祉課)
- ・障害者雇用連絡会議：障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、労働基準監督署、人権擁護委員協議会、養護学校、児童相談所、県障害者雇用促進協議会、県福祉保健局、市福祉課、公共職業安定所(事務局)

ウ 障がい当事者の施策への参画(協議会委員への参画等)

倉吉市障がい者計画および障がい福祉計画の策定委員、倉吉市障がい者地域自立支援協議会委員に障がい者関係団体の代表が参画。

自閉症協会 ・ 肢体不自由児・者父母の会 ・ 身体障害者福祉協会 ・ 手をつなぐ育成会 ・ 精神障害者家族会 ・ ろうあ団体連合会

2 障がい者施策の実施における課題

・ 社会資源の不足

相談支援体制の充実、ニーズに合ったサービスの提供

・ 地域生活支援事業に対する事業費の確保

ア 移動支援・日中一時支援のニーズは増加し利用も増加

イ ストマ用装具が補装具から日常生活用具の組替えにともない、給付費が増加

・ 教育における環境の整備の必要性

特別支援教育支援員の配置と少人数学級の制度化

・ 障がい者雇用における困難性

ア 一般就労が依然として進まない

イ 専門機関による支援体制の充実とスーパーバイズ機能の強化

・ 発達障がい、高次脳機能障がい、難病等の支援体制の整備

障害者自立支援法の対象外の方への障がい福祉等のサービスおよび支援制度が整備されていない。

・ 精神障がいのある人への偏見

災害時要援護者避難支援の取り組みで、民生児童委員、自治公民館への情報提供に強い拒否がある。

3 その他

・ 地域自立支援協議会に地域生活支援部会と教育・就労支援部会を設置し、この二つ部会において障がい福祉計画、地域の課題・問題・ニーズを掘り起こし、検討し福祉施策に反映させていく。

・ 災害時要援護者避難支援の取り組みにおいて、要援護者と民生委員をはじめとした地域住民との地域でのつながりを深め、障がいの有無にかかわらず安心して生活のできる地域社会の構築につなげていきたい。

・ 市、県における各種の人権啓発集会や講座、市報等により障がい者への理解、意識を高めていく。

・ 障がい者施策の推進は、障がい者支援であることと合わせ、保育・教育そのものの質の向上を図ることができ、また、障がいのある人にとって暮らしやすい環境を整備することで、すべての人が生活しやすい環境づくりが出来るものと捉え取り組んでいく。